

## 議第32号

三島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

三島市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年三島市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第9条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「行8級職員」という。）にあつては、3,500円）とし、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

第10条第1項中「いずれかに該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号に該当する」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「、扶養親族」を「、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係る

もの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に改め、「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行8級職員が行8級職員以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行8級職員以外のものが行8級職員となった場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、この条例による改正後の

三島市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）

第10条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、改正後の給与条例第9条第3

項及び第10条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6

号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）につ

いては1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が

8級であるもの（以下「行8級職員」という。）にあつては、3,500円）とし、

同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1

人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族

たる配偶者」という。）については10,000円とし、同項第2号に掲げる扶養親族

（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配

偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）とし、同項第3

号から第 6 号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については 1 人につき 6,500 円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち 1 人については 9,000 円）」と、同条第 1 項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に掲げる扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職  
（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に掲げる扶養親族が、満  
員が配偶者のない職員となった場合（前号に掲げる場合を除く。）

員が配偶者を有するに至った場合（第 1 号に掲げる場合を除く。）

22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに  
至った場合を除く。）

と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは

」

「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の給与条例第10条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、改正後の給与条例第9条第3項及び第10条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」とあるの

は「前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族」と、「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「行8級職員」という。）にあっては、3,500円）とし、同項第2号」とあるのは「とし、同項第2号」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」とする。

（規則への委任）

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

平成29年2月21日提出

三島市長 豊岡 武士